

小千谷市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表【令和6年4月施行版】

令和6年4月1日改定

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2421	訪問型独自サービス/221	□ 1月当たりの 回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービス/222		(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2631	訪問型独自サービス/223		(二)所要時間 45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163	
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	□ 1月当たりの 回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222		(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223		(二)所要時間 45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間/2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物に居住する利用者の割合が 100分の90 以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200 単位加算	200		1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算			

小千谷市訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月 当たりの回数を定 める場合	(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	144 単位	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間 45分以上の場合	176 単位	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たり 回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3 単位減算	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	2 単位減算	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間 45分以上の場合	2 単位減算	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物に居住する利用者の割合が 100分の 90 以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

小千谷市訪問型サービス(サービスA委託)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A4	1111	訪問型独自委託サービス 1	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1~2回程度) 1時間 119単位 ※1月の中で全部で8回まで	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定	119	1時間1回 につき
A4	1112	訪問型独自委託サービス 1.5	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1~2回程度) 1.5時間 178単位 ※1月の中で全部で8回まで	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定	178	1時間 30分 1回につき

小千谷市通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表 … 平成29年度はA5、平成30年度からA6へ変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1213	通所型独自サービス/221	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/222		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	1回につき	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算/221	業務継続計画未策定減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算/222			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1回につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算/23	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	□ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/21	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/21		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/21		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度とする)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度とする)	5 単位加算	5		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8006	通所型独自サービス/221・定超	□ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月中で全部で4回まで	436 単位	定員超過の場合 × 70%
A6	8016	通所型独自サービス/222・定超			
				305	1回につき
				313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9006	通所型独自サービス/221・人欠	□ 1月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援1 ※1月中で全部で4回まで	436 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6	9016	通所型独自サービス/222・人欠			
				305	1回につき
				313	

小千谷市通所型サービス(サービスA)サービスコード表

※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1113	通所型独自サービス21	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349 単位	349	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	358 単位	358	1回につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	二 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物1回減算/3	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	□ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。			100 単位加算	100	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算加算			50 単位	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度とする)		20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度とする)		5 単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算		

サービスA

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		□ 1月当たりの回数を定める場合				
A6	8003	通所型独自サービス 21・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349 単位	定員超過の場合 × 70%	245
A6	8013	通所型独自サービス 22・定超	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		358 単位		251

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		□ 1月当たりの回数を定める場合				
A6	9003	通所型独自サービス 21・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	245
A6	9013	通所型独自サービス 22・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		358 単位		251

小千谷市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント A	イ 介護予防ケアマネジメント費			442 単位	1月につき
AF	2121	介護予防ケアマネジメント A 減算1	事業対象者、要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	438 単位	
AF	2122	介護予防ケアマネジメント A 減算2		高齢者虐待防止措置未実施減算4単位減算＋業務 継続計画未策定減算4単位減算 計 8単位減算		434 単位	
AF	2123	介護予防ケアマネジメント A 減算3		業務継続計画未策定減算		4 単位減算	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算			300 単位	
AF	6132	介護予防委託連携加算	ハ 委託連携加算			300 単位	
AF	2112	介護予防ケアマネジメント B	ニ 介護予防ケアマネジメント B 費			442 単位	1月につき
AF	2124	介護予防ケアマネジメント B 減算1	事業対象者、要支援 1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	438 単位	
AF	2125	介護予防ケアマネジメント B 減算2		高齢者虐待防止措置未実施減算4単位減算＋業務 継続計画未策定減算4単位減算 計 8単位減算		434 単位	
AF	2126	介護予防ケアマネジメント B 減算3		業務継続計画未策定減算		4 単位減算	

